



～ ONE ROOF ～
「大きなおうち」を受け継ぎながら、子どもたちも職員も地域の皆さんも、みんながひとつ屋根の下で笑い、ひとつになり、そして成長して、未来を作り出す力を育てていこうという思いを込めています。

にこにこだより

令和2年5月

社会福祉法人東京児童協会 船堀中央保育園
〒134-0091 江戸川区船堀 2-23-10
TEL 3680-1441 FAX 3680-1618

はじめに、新型コロナウイルスに感染され、尊い命をなくされた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。そして、一日も早く感染拡大が止まり、収束へと向かい、社会が元に戻り、穏やかな日々を送ることが出来ますよう強く願うばかりです。

保護者の皆様におかれましては、このような新年度の始まりに大きな不安を抱えていることと思います。園行事の見通しが見つからない状況ですが、まずは感染の収束を願い、引き続き以下の衛生管理を徹底し、安全安心を第一に運営していきます。

- ・毎日の健康観察を行うこと（毎朝の検温確認）
 - ・手洗いや咳エチケットの健康教育を行うこと
 - ・清掃等の環境衛生を良好に保つこと（入口やノブ、手が触れるガラス面等）
 - ・換気、空間除菌を行うこと（水成二酸化塩素 ブロツケンウォーターを使用）
 - ・職員はマスクの使用での保育を行うこと
 - ・給食の実施にあたり、配膳やランチルーム使用の際の席の工夫を行うこと
 - ・教育活動の内容や方法を工夫すること
 - ・行事の日程や内容を工夫すること
- 等

5月に予定しております運動会を中止とさせていただきます。今後どこかだと思っているのですが、運動会を開催できる会場も予約が取れない現状です。今までの当たり前の日常がいかに大切であったかを思い知らされている今日この頃ですが、このような状況でも、だからこそ保育園・ご家庭・地域の皆様と強い絆でつながり、「活気溢れる船堀中央保育園」でありたいと思います。

また、誕生会を含み当面の間、保育参加を中止とさせていただきます。行事等開催できる日を迎えるにあたりましては、新型コロナウイルスの収束状況をみてお知らせ致します。

自治体の方針に伴い通常の園運営が困難になり、1ヶ月が過ぎました。この期間に当法人の菊地政幸理事長より「保育園、こども園は社会生活の基盤を支える役目であること。今、家庭で過ごしている子どもに対しても保育を提供したい」という想いのもと、おうちで作って飾れる「こいのぼりセット・とんとん相撲キット」をご家庭へ送らせていただきました。保護者の皆様、そしてお子様からの感謝の言葉を手紙やKindyにコメントいただき、また制作の様子をInstagramに投稿していただきありがとうございました。

また、社会福祉法人東京児童協会として、在園されているご家庭に対してだけでなく「社会貢献」の意義を改めて考える機会にもなりました。各園の職員は感染リスク軽減のため交代勤務で園に勤務するだけでなく、在宅勤務期間におもちゃを手作りしたり、歌遊びを作ったり、それらを配信したりなど様々な方法で、社会全体という広い視野で子どもたちへ想いを届けるために取り組んでいます。

周りの人の命を守る取り組みをもうしばらく続けて日常に戻る日を楽しみに皆で乗り越えていきましょう。



5月の保育



- <目標>
- ・保育士等や保育室に慣れ、一人ひとりの生活リズムに合わせて、安定した生活を送る。
 - ・新しい環境に慣れ機嫌良く過ごす。

<お楽しみ>

- ・保育士等と触れ合い遊びを楽しもう。(一本橋こちょこちょ、いないいないばあ等)
- ・天候の良い日には散歩に出掛けたり園庭やベランダに出たりして外気浴を楽しもう。



(記：月居 あづさ)

<目標>

- ・戸外に出て探索活動を楽しみ、春の自然に触れる。
- ・保育士等と一緒に過ごす中で園での生活に慣れる。

<お楽しみ>

- ・「大きなおうち GO! GO! GO!」等のリズム体操を踊って身体を動かそう。
- ・園庭や散歩先で春の自然を探そう。



(記：森田 綾乃)



<目標>

- ・保育士等や他児と戸外で身体を動かして遊ぶ楽しさを味わう。
- ・基本的な生活習慣を身に付ける。

<お楽しみ>

- ・広い場所で思いっきり走ったり、追いかっこをしたりしよう。
- ・シール貼りを楽しもう。



(記：佐野 遥菜)

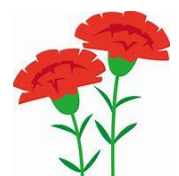
<目標>

- ・生活のリズムを整え健康で快適に過ごす。
- ・身近な自然に親しみを持ち発見を楽しむ。



<お楽しみ>

- ・大好きなお母さんに「ありがとう」の気持ちを伝えよう(母の日制作)。



(記：齋藤 美和)

【保健】 ※今後、体温計をご家庭よりご持参ください。

引き続き、体温を測り職員にお見せいただきますよう御協力お願い致します。

新型コロナウイルスの感染拡大に対する不安や、今までの生活スタイルが一遍してしまった慣れない環境下でのストレスを感じている人も増えていると言われていています。不安やストレスをそのままにしておくと、心身の不調をきたしてしまいます。大人も、子どもも心の声に耳を傾けて、体調を維持できるように生活していきましょう。また、過去に37.5℃以上の発熱や呼吸器症状（息苦しさ。呼吸困難等）が認められたお子様については、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは家庭にて様子を見るようにしましょう。

新型コロナウイルスストレス対処法

①まず保護者ご自身、そして子どもがよい体調を維持できるように努めましょう	保護者自身の心身の安定が第一です。できるだけ規則正しい生活をし、食事、睡眠をしっかりとりましょう。子どもは周りの大人の反応を見て状況を判断します。周りの大人が落ち着いていれば、子どもも落ち着きます。
②ウイルスやその感染防止について正しい知識を、子どもにわかりやすく伝えましょう	正しい知識と情報で、過度な不安を防ぐことができます。何が起きているか事実を伝え、どうすればいいか、誰が悪いということではないことを伝えましょう。
③不安をあおりがちなメディアに接する時間を減らし、心配や焦りを減らしましょう	情報入手する先、時間を決め、それ以外の時間はテレワークや子どもとの時間、休憩の時間を持ちましょう。
④家族や親戚、友人などの親しい人と話す時間をもち、孤立しないようにしましょう	人に話を聞いてもらうことで、心配や焦りが解消することがあります。子どもへは、動画などの視聴時間をなるべく増やさず、家族と話をしたり、そばにるようにしましょう。
⑤過去に大きなストレスを感じながら乗り越えた経験を思い出しましょう	そのような経験は、過度な心配や焦りを防ぎ、今回の状況を乗り越えるのに役立ちます。また、周囲の人とお互いにうまくいっている取り組みがあれば褒めあいましょう。今回の困難を乗り越えることで、さらに将来に役立つ可能性があります。
⑥気持ちを落ち着けるために、アルコールやたばこ、病院で処方された薬以外の薬剤に過度に頼らないようにしましょう	アルコールは鬱などの症状を悪化させるとわれています。我慢できないときは、カウンセラーや心療内科・精神科など専門機関に相談しましょう。
⑦ご自身の心理的な状態を把握するように気をつけましょう	この状況下でストレスや不安、怒りを感じることは誰でも起こる自然なことです。日常生活に支障が出る場合は休息をとり、症状が悪くなる前に相談しましょう
⑧こどもたちのストレスに伴う心理的な反応に気をつけましょう	甘えなくなる・心配になる・元気が出ない・悲しくなる・おねしょをしてしまう・いらいらする・・・等 子どもは大人の愛情と目を向けられることを必要とします。今まで以上にやさしく訴えを聞いて、安心させてください。

※日本児童青年精神科・診療所連絡協議会参照

その他： 成育医療センター「新型コロナウイルスと子どものストレスについて」

[www.http://www.ncchd.go.jp/news/2020/20200410.html](http://www.ncchd.go.jp/news/2020/20200410.html)

①ご家族向けリーフレット

②親子でできるストレス対処法

③子どもとできるセルフケア

園でのマスク着用について

新型コロナウイルスの流行に伴い、マスクの着用が励行されています。

今まで園ではマスクの管理が出来るお子さんの着用をお願いしていましたが、感染予防のために、園生活の中でマスクを着用したいご家庭があると思います。

そこで、保護者の皆様におかれましては、お子さんとマスクの管理方法について一緒にお話や練習をしていただきたいと思っています。

1. 正しいマスクの装着方法



政府広報オンライン抜粋

2. 間違ったマスクの装着方法



あごがでている



鼻がでている



あごにマスクをしている

そのほかに…

- ・腕や肘にマスクをひっかけている
- ・外したマスクを棚の上や床の上に置きっぱなしにしている

マスクの表面にはウイルスがたくさん！



正しい管理が
大切です。

園でのマスク着用のお約束

- ① マスクは正しく装着しましょう
- ② マスクには名前を書きましょう(使い捨てでも布でも)
- ③ マスクを保管する袋を持参しましょう(袋にも記名を)
- ④ 次の時にはマスクを外して、袋に入れ、ロッカーに保管しましょう
 - ・お昼ご飯やおやつを食べる前
 - ・お昼寝のとき
- ⑤ マスクを触った前後では手を洗いましょう(アルコール消毒もする)

マスクは、自分に対する感染予防・相手に感染させないための感染予防の観点からとても大切です。しかし、取り扱いや管理を間違ってしまうと、かえって周りの子への感染、ひいては自身の感染のリスクを高めてしまうことになってしまいます。

登園開始後に園生活でマスクを着用していて、自身で管理が難しいと判断した場合にはマスクはロッカーで保管させていただきますのでご了承下さい。



お子さんと感染予防について少しだけ話してみたら、意外とマスクのことや咳エチケットのことを知っているかもしれませんよ。

ぜひ、聞いてみてくださいね！








～端午の節句について～



「端午」とは、月の初めの午(うま)の日、5日のことをいいます。昔、中国で5月5日に行われていた病気や厄災を祓う重五(ちょうご)という節句と、田植えの時期に農家で厄除けとして蓬(よもぎ)や菖蒲(しょうぶ)を飾る日本の行事とが結びつき、端午の節句がはじまったといわれています。端午の節句には、鯉のぼりをあげて柏餅を食べ、菖蒲湯に入るなどして男の子の成長を祝います。

＼＼それぞれの由来と習慣／／

鎧や兜 	自分の命を守る象徴として考えられ、男の子の事故や病気、災害などから守られるように…という願いがあります。
粽 	中国から伝わってきた食べ物です。 5月5日に粽を作って災いを除ける風習があり、端午の節句と共に日本に伝わりました。
柏餅 	江戸時代に生まれた日本のお菓子です。 柏の葉は次の新芽が出るまで落ちない事から、子孫繁栄の象徴です。
鯉のぼり 	中国の古事「登竜門」にちなみ、立身出世の象徴として男の子の成長や出世を願い、飾られます。
菖蒲湯 	中国で、季節の変わり目に体調を崩しやすいとして菖蒲湯に入る風習がありました。春から夏へと季節が変わる頃に、日本へ伝わったものとされています。また、日本には古来から「五月忌み」と言って菖蒲の葉や蓬を軒に挿し、邪気を祓う風習があり菖蒲には厄災の力があると考えられてきました。

～早寝・早起き・朝ごはん～






園生活が始まると、起床時間や家を出る時間など決まった時間に合わせた生活になります。朝起きる時間が遅くなれば、朝食や排泄などの時間にゆとりがなくなってしまいます。朝の時間に余裕をもって過ごすためには、前日の夜に早く寝ることが大切です。

【朝食はなぜ大事なの?】

脳は眠っている間にも、成長するためにエネルギーを使っています。眠っている間に働いた脳は、朝食を摂らないとエネルギーが補給されるまでは、正常に働きません。8歳までに好奇心や集中力、記憶力、表現力など、多くのものが養われます。脳を働かせるためには、朝食がとても大切です。

【朝食には何を食べたらいいの?】

忙しい朝は、定番メニューを決めておく朝の時間に余裕ができます。保存しやすい食品を定番献立にすると朝の準備が楽になります。

朝の目覚めをよくする 『タンパク質』	➡	
脳や体を動かすためのエネルギー 『炭水化物』	➡	
ビタミン、ミネラル、 食物繊維をプラス『野菜・果物』	➡	

5月の予定



※緊急事態宣言の延長によっては、献立を変更致します。ご了承ください。

船堀中央保育園 父母の会 会員各位

平素より父母の会活動に、ご理解ご協力いただきありがとうございます。新型コロナウイルスの影響により、4月に発令された緊急事態宣言以降、保育園への登園もままならず、ご家庭で過ごす日々が続いていることと存じます。

3月に書面で報告しました本年度の父母の会活動予定・予算計画におきましても、今後、行政の指示に基づく保育園のご判断に従い、大幅に変更していきます事、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

4月18日に開催しました本年度第一回父母の会役員会は、TV電話を活用しました。先行き不透明の中の開催のため、直近で考えるべきことを中心とした議事進行となりました。その中で、会員の皆様へお伝えすべき3点を報告いたします。

【1】父母の会会費について

本年度は4-5月分の父母の会会費は集金しないことに決定しました。6月分より集金予定ですが、5月中に登園自粛が解除されない場合、第2回役員会にて再検討いたします。年間の園行事に使用しております園児Tシャツや園児損害保険料につきましては、昨年度の繰越金から立て替えてお支払いいたします(6月以降の会費で相殺)。皆様より様々なご意見もあるかと思いますが、ご理解の程よろしくようお願い申し上げます。

(参考：父母の会会費 月600円/1人)

【2】保護連費について

保護連とは、保育園と行政をつなぐパイプ役として活動している、江戸川区認可私立保育園保護者連絡協議会です。毎年5月に父母の会の集金袋にて年会費800円/1人を集金しておりましたが、本年度は6月に集金予定です。登園自粛が解除されない場合、6月以降の集金になる可能性もございますが、その際は改めて連絡いたします。

保育園より江戸川区の保護連窓口へご確認いただきましたが、「予定通り会費を集金し、今後の活動予定が中止となった場合、貴重な会費は何らかの形で子供たちのために還元する」と回答いただいております。

【3】父母の会会則変更について

昨年度の父母の会総会が、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、総会を中止し、書面にてアンケートを実施する形で行われました。それに伴い、会則を変更し、先日開催しました役員会で承認されましたので、別紙にてご案内します。ご一読ください。

会員の皆様におかれましては、日々ご自宅での過ごし方を模索し、工夫し、過ごされていることと思いますが、一日も早く、この世界中の苦難を乗り越え、子供たちの笑顔あふれる保育園生活が送れることを心から願ってやみません。ご家族の皆様のご健康をお祈り申し上げます。

船堀中央保育園 父母の会会則

第1章 名称及び組織

第1条 本会は、船堀中央保育園父母の会と称し、事務所を本園内におく。

第2条 本会は、在園児保護者及び担当職員をもって組織する。

第2章 目的

第3条 本会は、保護者としての責任と自覚をもち、保育園でのこどもの保育に参加することを基本とし、保育園と会員相互の向上と親睦を図り、もって船堀中央保育園の保育の振興に資することを目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 保育園行事に対する協賛
- ② 保育活動への協力
- ③ 慶弔に関する事項
- ④ 区内における保護者連絡協議会に関する事項

第4章 役員

第5条 本会に次の役員をおき、その任期は会長2年、その他の役員は1年とする。但し、再任を妨げない。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 会計 3名(内1名は職員)、さらに会計監査として役員を配置。

④ 書記 若干名

⑤ 保護連担当 若干名

2. 父母の会役員会は、前項の他、適宜の役員を設けることができる。

第6条 役員選出は、次の方法による。

① 前条1項の役員について、新年度に開く総会において選任する。但し、総会后、1か月以内に役員
の追加申し込みがあった場合、その選任は園長と会長に一任する。

② 選任された役員は、父母の会役員会において、あらためての互選により、前条1項及び2項で定め
る役職に就く者を選定する。

③ 会長は、前号により選定された役職につき、書面により在園児保護者に通知する。

第7条 第5条1項の役職に選定された役員は、次の役割を果たす。

① 会長は、会務を総理し、保育園との連絡調整に当たる。

② 副会長は、会長を補佐し、会長に都合のあるときはこれに代わる。

③ 会計は、会計事務を処理する。

④ 書記は、議事録作成等の庶務を行う。

⑤ 保護連担当は、区内の保護連活動に参加し、報告、参加呼びかけを行う。

第5章 会議

第8条 総会は年1回開く。但し、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

2. 総会は、全会員の過半数の出席（委任状によるものも含む。）により成立する。

3. 総会は、予算・決算の承認、本会の行う事業の決定、第6条①号による役員を選任、

その他の重要事項の審議を行う。

第9条 役員は、父母の会役員会を構成し、事業計画及び予算の立案、第6条②号による役員を選任、
同条③号による役職の選定、その他の重要事項の審議を行う。

2. 役員は、本会の事業につき、保育園、役員間での連絡、調整を行う。

第10条 総会、父母の会役員会における議決は、出席者の過半数による採決する。

2. 前項の他、総会、父母の会役員会において議決すべき事項については、震災・感染症等による不測

の事態に応じ、書面採決によることができる。この場合、全役員又は全会員家庭数過半数が当該決議事項に賛成することにより、決議がなされたものとみなす。

第6章 会 計

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってあてる。

第12条 会費は、総会において決めた金額とし、特に決定がなされなければ、前年度以前の総会で決めた金額とする。

第13条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 慶 弔

第14条 慶弔に関する事項は、次のようにする。

- ① 在園児の死亡 30,000円
- ② 在園児の父母死亡 20,000円

第15条 職員の結婚、出産のお祝いは、10,000円とする。

第16条 会長は、前二条の他、父母の会役員会の承認を得た慶弔事につき、30,000円を限度とするお祝い金等の支出をすることができる。

付 則

本会則は、平成19年4月1日より実施する。

本会則は、平成29年4月1日と平成30年3月24日に改正をおこなった。

本会則は、令和2年4月18日に改正をおこなった。